

福岡県公報

令和7年3月21日
第 581 号

目次

告 示 (第192号 - 第196号)

- 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の一部改正 (福祉総務課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 旧過疎地域自立促進特別措置法に基づく町道の新設工事の完了 (道路建設課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画課) 2
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3

海区漁業調整委員会

- 関門海域におけるマダコの採捕制限 (漁業管理課) 3
- 関門海域におけるマダコの採捕制限 (漁業管理課) 4
- ビゼンクラゲの採捕制限 (漁業管理課) 4

告 示

福岡県告示第192号

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和2年3月福岡県告示第344号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

第2の1の項(1)ア中「22,400円」を「23,000円」に改め、同イ中「16,900円」を「17,100円」に改め、同ウ中「14,700円」を「15,300円」に改め、同エ中「15,500円」を「15,800円」に改め、同オ中「15,700円」を「15,900円」に改め、同カ中「24,800円」を「27,400円」に改め、同キ中「25,100円」を「27,200円」に改め、同ク中「26,100円」を「27,600円」に改める。

福岡県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	三 瀧 上 陽 線	久留米市三瀧町田川114番5先から 久留米市三瀧町田川105番7先まで

福岡県告示第194号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく町道の新設工事が完了したので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 3 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

路線名	完了した工事の区間	工事の種類	工事の完了の日
勝野長井鶴線	鞍手郡小竹町大字勝野1216番2先から宮若市長井鶴202番8先まで	道路新設工事	令和4年3月31日

福岡県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡	国 道	495号	前	古賀市日吉三丁目1157番1先から古賀市日吉三丁目1245番1先まで	9.5 ～ 11.8	85.8
			後	古賀市日吉三丁目1157番1先から古賀市日吉三丁目1245番1先まで	16.1 ～ 16.5	85.8

福岡県告示第196号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 3 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 組合の名称
那珂川市道善・恵子土地区画整理組合
- 事務所の所在地

那珂川市道善五丁目38番地渡辺第一ビル201

- 3 設立認可の年月日
令和 3 年 7 月 14 日
- 4 変更の内容
理事の人数を 6 人から 5 人に変更する。
- 5 変更認可の年月日
令和 7 年 3 月 11 日

公 告

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同条第21条第3項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 3 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
宗像市須恵土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
この公告の日から令和11年3月31日まで
- 3 施行地区
宗像市須恵二丁目及び一丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
宗像市曲1592番地 1
- 5 設立認可の年月日
令和 7 年 3 月 12 日
- 6 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 7 公告の方法
事務所及び宗像市役所の掲示場に掲示する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条で準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の変更（令和7年3月6日付北九州市告示第62号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の決定（令和7年3月6日付北九州市告示第63号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画下水道（令和6年8月30日北九州市告示第369号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により須恵町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

宇美須恵都市計画下水道（令和7年1月22日須恵町告示第108号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市浦志二丁目288番4、288番5、290番4及び290番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県八代市二見下大野町131番地
社会福祉法人 二見中央福祉会
理事長 菊池 庸子

海区漁業調整委員会**筑前海区漁業調整委員会指示第215号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りではない。

令和7年3月21日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

- 指示の適用海域
福岡県海域のうち、次のA線、B線及びC線と陸岸によって囲まれた海域。
A線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。
B線：福岡県北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点（点）と北九州市小倉北区藍島西端からD点を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社九州製鉄所埋立護岸に設定した標識を結ん

だ直線。

C線：北九州市門司区旧門司門司埼灯台と山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した直線。

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第75号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りではない。

令和7年3月21日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

1 指示の適用海域

次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司埼灯台

基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところを設定した標識

(イ) 基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

(ロ) 基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第116号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区にお

けるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和7年3月21日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和7年6月1日から令和10年5月31日まで